

裁 決 書

審査請求人が令和4年3月1日付けで提起した、処分庁大阪市〇〇区保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が行った令和3年12月6日付け生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条に基づく徴収金決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、審査請求人が収入申告すべき収入を故意に申告しなかったとして、処分庁が令和3年12月6日付けで行った本件処分に対して、審査請求人が取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 生活保護法（以下「法」という。）

ア 生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされており（法第4条第1項）、また、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている（法第5条）。

イ 「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている（法第8条第1項）。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）によって、要保護者各々について具体的に確定され、その保護の程度は、当該保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分について扶助されることを定めているものである。

ウ 法第28条及び第29条で保護の実施機関には積極的な調査権限が付与されているが、併せて、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に対し、届出の義務を課している。

エ 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があ

るときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている（法第78条第1項）。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）

ア 第8-1-(2)

「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」と示されている。

イ 第8-1-(3)

「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」と示されている。

ウ 第8-3-(2)-イ- (ア)

「他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と示されている。

エ 第8-3-(2)-エ- (イ)

「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3) のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と示されている。ここでいう「(3) のオ、カ又はキに該当する額」とは、「オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」、「カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」及び「キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」とされている。

(3) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、「「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」ことが示されている（IV-4-(1)の注）。

(4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

ア 「3 法第78条に基づく費用徴収決定について」

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。被

保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。」と述べたうえで、法第78条の条項を適用する際の基準について、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」と示されている。

このように、法第78条の適用にあたっては、保護費を不当に受給しようとする意思があることが求められ、課長通知における各基準はその客観的事情を示している。

イ 「4 不正受給に対する徴収金への加算」

「法第78条第1項又は第3項により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収することができることとしている。当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。

- ①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ②過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③不正受給期間が長期にわたるものであるとき

当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。」と示されている。

(5) 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

ア 問13-22の答において、法第78条による「徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないもの」とされており、また、問13-23の答の「(3) 法第78条を適用する場合」において、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と示されている。

イ 問13-25の答において、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」と示されている。

ウ 問答集の問13-26-2の答において、課長通知の「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」の判断の目安として、「おおむね1年以上を目安とすることが適当であると考えられる。」としたうえで、「しかしながら、不正受給に対する徴収金への加算は、不正受給事案の内容に応じて適用するものであるから、期間だけに着目して適用することは妥当ではなく、その他の状況をも勘案した上で総合的に判断することとされたい。」と示されている。

(6) 行政不服審査法

裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってするとされるところ、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができるとされている（行政不服審査法第51条第2項）。

また、公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとされ、この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなすとされている（行政不服審査法第51条第3項）。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、本件処分の決定通知書によると、「令和2年7月4日～令和3年9月28日の間にあった親族および知人からの送金、また、ゲームアイテム売却の入金について収入申告がありませんでしたので、その合計額284,664円を法第78条に基づき徴収決定します。」という理由によって、令和3年12月6日付けで審査請求人に対して本件処分を行った。

3 審理手続及び調査審議の経過

令和4年3月1日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、本件処分に対する審査請求を提起した。

令和4年4月22日、審理員を指名した。

令和4年7月1日、処分庁より審理員あて弁明書が提出された。

令和4年8月15日、審理員を指名した（審理員交代による指名）。

令和5年2月14日、審理員より、審査請求人の所在について調査を依頼された。

令和5年3月23日、審理員あてに審査請求人の所在に係る調査結果を通知した。

令和5年5月10日、処分庁より審理員あて証拠物件が提出された。

令和5年5月31日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和5年7月24日、大阪市行政不服審査会へ諮問した。

令和5年8月21日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年8月31日、大阪市行政不服審査会あてに主張書面を提出した。

令和5年9月25日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年11月10日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年12月27日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和6年1月29日、大阪市行政不服審査会より答申書が交付された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

処分庁の職員に事情を説明しても受け入れてもらえない。本件処分の通知があったが、とても納得いく話しではなかった。

(2) 処分庁の主張の要旨

請求人が令和2年6月30日に生活保護についての説明を受け、（生活保護の）「しおり」を受け取ったことに関し、署名・押印した確認書を処分庁に提出していたこと及び同年7月13日に処分庁の担当者より法第61条に基づく収入の申告に関する説明を受け、理解したことに関し、署名・押印した確認書を処分庁に提出していたことを踏まえれば、請求人は、法第61条に定められた「収入、支出その他生計の状況について変動があったとき」の届出の義務を理解していたものと認められる。

にもかかわらず、請求人は令和2年6月30日の生活保護開始日以降、本件処分に至るまでの間、請求人の所持する〇〇銀行、〇〇銀行の口座に、〇〇、株式会社〇〇、その他親族や友人から、頻回の入金が存在するにもかかわらず、一切収入申告を行っておらず、また、令和3年7月7日に提出された収入申告書においても、全く収入がない旨記載されている。

そして、これらの収入に関しては、処分庁が行った法第29条に基づく照会の結果、判明したものであるから、課長通知3の④「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当する。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 論点整理

本件における論点は、法第61条によると、被保護者は、保護開始後、被保護者の世帯の「収入」などに変動などがあった場合、実施機関に対して、当該変動等の内容を届け出なければならないところ、本件入金が同条に基づき届出が必要とされる「収入」に該当するか否か（論点1）、法第78条第1項には、「不実の申請その他不正な手段」により、保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収すると規定されているところ、審査請求人が処分庁に対して本件入金を「収入」として届出を行わずに保護費を受給した行為が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか否か（論点2）の2点である。

第5 裁決の理由

1 認定した事実

審理員から提出された審理員意見書及び事件記録、審理関係人から提出された書面並びに大阪市行政不服審査会にて行われた職権調査から、以下の事実が認められる。なお、事実記載の後ろの「【】」内には、当該事実についての証拠を記載している。

- (1) 令和2年6月30日、処分庁は、審査請求人に対し、法第24条第3項に基づき、保護を開始した。【審査請求人に係る「保護台帳」（令和2年7月7日作成）】
- (2) 令和2年6月30日、審査請求人は、処分庁より生活保護についての説明を受けて「生活保護のしおり」を受領したことについての「確認書」に署名及び押印をした。【審査請求人が署名及び押印した令和2年6月30日付け「確認書」】

- (3) 審査請求人が受領した「生活保護のしおり」（令和元年 11 月 1 日版）には、「生活保護を受けている全ての方は、収入を申告する必要があります。生活保護費以外の収入があればどんな収入でも、詳しく、正しく、すみやかに『収入申告書』により届出てください。」との記載がある。【審査請求人が署名及び押印した令和 2 年 6 月 30 日付け「確認書」、「生活保護のしおり」（令和元年 11 月 1 日版）】
- (4) 令和 2 年 7 月 13 日、審査請求人は、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」により、同書記載の内容について、処分庁より説明を受け理解したことにつき署名及び押印をした。【審査請求人が署名及び押印した令和 2 年 7 月 13 日付け「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」】
- (5) 処分庁が受領した、審査請求人の署名及び押印がある令和 2 年 6 月 30 日付け及び同年 7 月 16 日付けの収入申告書には、本件入金に係る記載はされていない。【令和 2 年 6 月 30 日付け及び同年 7 月 16 日付けの各収入申告書】
- (6) ケース記録票において令和 3 年 7 月 7 日に審査請求人より提出があったとされる審査請求人の署名のある「収入申告書（毎年用）」には、「令和 2 年度分（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）」の自己の世帯の収入について、年金等収入、働いて得た収入、それ以外の一時的な収入のいずれについても無い旨の記載がされている。【ケース記録票、令和 2 年度分（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）「収入申告書（毎年用）」】
- (7) 処分庁が受領した、審査請求人の署名及び押印がある令和 2 年 6 月 30 日付けの資産申告書には、預貯金のある口座として、〇〇銀行（口座番号〇〇、以下「口座①」という。）、〇〇銀行（口座番号〇〇、以下「口座②」という。）、の記載がある。【令和 2 年 6 月 30 日付けの資産申告書】
- (8) 処分庁が受領した、審査請求人の署名及び押印がある受理年月日が令和 3 年 7 月 7 日付けの資産申告書には、預貯金のある口座として、口座①のみの記載があり、「他は持っていないと申出」との記載がある。【令和 2 年 6 月 30 日付けの資産申告書】
- (9) 令和 3 年 7 月 16 日付け及び同年 10 月 5 日付けで、処分庁は、〇〇銀行及び〇〇銀行に対し、審査請求人名義の口座の取引状況について法第 29 条に基づく照会を行った。【令和 3 年 7 月 16 日付け及び同年 10 月 5 日付け「関係先照会決裁書」】
- (10) 処分庁が受領した、令和 3 年 7 月 21 日付け及び同年 10 月 29 日（回答文書で日付が空欄となっているため、処分庁の関係先照会決裁書に記載の「回答日付」による）付けで〇〇銀行より、同年 7 月 28 日付け及び同年 10 月 15 日付けで〇〇銀行より、審査請求人名義の口座①及び口座②の取引状況に関する法第 29 条に基づく調査に対する回答において、本件入金に係る取引履歴がある。【令和 3 年 7 月 21 日付け及び同年 10 月 29 日付け〇〇銀行作成「生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）」、同年 7 月 28 日付け及び同年 10 月 15 日付け〇〇銀行作成「文書照会に対する回答書」】。
- (11) ケース記録票の令和 3 年 10 月 5 日の記録において、口座②の取引履歴にある「株式会社〇〇」からの入金はゲームアイテムの売却代金であること、当該入金されたものについて審査請求人自身が出金し費消していること、その他の口座①、口座②における入金に係る個人名について、知人の知人であることや姉であること、姉については貸し借りを認める旨の審査請求人の陳述の記載がある。【令和 3 年 10 月 5 日のケース記録票】
- (12) 令和 3 年 12 月 6 日、処分庁は、前記（10）の回答内容及び前記（11）の審査請求人の陳述を踏まえ、口座①、口座②における本件入金について審査請求人は「収入」としての届出を同庁に行っていないことから、処分庁は審査請求人については法第 61 条に基づく

届出義務に違反し、令和2年7月4日から令和3年9月28日までの間に支給を受けた生活保護費については、法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」として、本件処分を行った。【令和3年7月21日付け及び同年10月29日付け〇〇銀行作成「生活保護法第29条に基づく調査について（回答）」、同年7月28日付け及び同年10月15日付け〇〇銀行作成「文書照会に対する回答書」、令和3年10月5日付けケース記録票、令和3年11月30日付けケース診断会議記録票、令和3年12月6日付返還金・徴収決定書】

- (13) 審理員が、審査請求人あてに弁明書副本と反論書の提出期限に係る通知を送付したところ、令和4年7月11日に不着返戻となり、その後、審査請求人の住民票の写し及び戸籍の附票の写しの記載事項を調査したところ、審査請求書記載の住所と同一のままとなっているため、同日以降、審査請求人あてに本件審査請求に係る各書面を送達できておらず、審査請求人の所在が知れないこととなっている。【令和4年7月11日に不着返戻で收受した弁明書副本と反論書の提出期限に係る通知を封入していた封筒、令和5年3月2日付け大阪市〇〇区長が交付した住民票の写し及び同月10日付けで〇〇市〇〇区長が交付した戸籍の附票の写し】

2 論点1に対する判断

- (1) 法第61条に基づき届出すべき「収入」の意義について

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」として保護の補足性を定め、また、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定していることから、生活保護法による保護は、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。

そして、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」、法第8条第1項の「その者の金銭又は物品」については特に限定がないことから、被保護者の資産、能力その他あらゆるものは、その呼称の如何を問わず、その最低限度の生活の維持のために活用されるべきことが原則となると解される。

さらに、法第61条の規定は、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課しているところ、この趣旨は、保護の実施機関が適正な保護実施のために行う被保護者の生計の状況等の調査だけでは把握しきれない部分を被保護者の届出によって補充し、もって当該調査と並行して適確な状況の把握に資するために行うものといえるから、被保護者が行う収入の申告については、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うことに資するよう、処分庁が収入を的確に把握できるようなものであるべきと解される。

以上から、被保護者が法第61条の規定に基づき届出義務を負う収入とは、現実増加している被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な金銭等であれば、その法的性質や原因のいかんは問わないものと解すべきである。

本件入金についてみると、審査請求人名義の口座への入金であって、これによって審査請求人は当該口座から自由に金銭を出金できる地位にあったものであるから、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な金銭等が増加していたといえる。

- (2) 論点1の結論

以上から、本件入金は法第61条に基づき届出が必要とされる「収入」に該当する。

(3) 本件入金の全額を処分庁に届け出る必要がある「収入」とした処分庁の判断について
論点1に関係して、本件入金全額を処分庁に届け出る必要がある「収入」とした処分庁の判断についても念のため判断すると、前記第2, 1, (2), ウ及びエ、並びに前記第2, 1, (5)に照らせば、本件入金について、これらが社会通念上収入として認定することを適当としないものとはいえず、当該収入を得るにあたり実費を要したとする事実も認められないことから、処分庁が本件入金全額を処分庁に届け出る必要がある「収入」とした判断について、不合理な点は認められない。

3 論点2に対する判断

前記第5, 2, (2)のとおり、本件入金は、法第61条に基づく届出義務の対象となる「収入」に該当するため、審査請求人には、本件入金を処分庁に対して「収入」として届け出る義務があった。それにもかかわらず、前記第5, 1, (5)及び(6)のとおり、審査請求人から本件入金について処分庁に申告をした事実はなく、審査請求人は届出義務に違反している。

そこで、審査請求人による当該届出義務に違反する行為が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当するかが問題となる。

(1) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」について

ア 「不実の申請その他不正な手段」の意義

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を故意に隠蔽することにも含まれると解される。そして、「本来申告すべき事実を故意に隠蔽」したといえるためには、当該被保護者において、当該収入が法第61条の届出義務の対象となるべき「収入」に該当することを認識したにもかかわらず、保護の実施機関に対して、これを申告しなかったという事実が認められる必要があると解する。

イ 保護費を不当に受給しようとする意思について

(ア) 平成24年課長通知では、法第78条の適用にあたり、被保護者において不当に受給しようとする意思があることが求められ、この不当に受給しようとする意思があることについての客観的事情として4つの基準を示している（なお、平成18年課長通知Ⅳ－4－(2)においても法第78条によることが妥当であると考えられるものとして、平成24年課長通知で示されている4つの基準と同内容の状況を示している）。

(イ) ここで、法第63条に基づく費用の返還に関する規定とは異なり、法第78条第1項が適用されると、当該不正受給額の全部が必要的に徴収される上、その4割以下の額が制裁として徴収され得ることに加え、犯罪として懲役刑を科される可能性がある（法第85条第1項）。このように規定する法第78条第1項の趣旨は、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとするにあると解される。このような法第78条第1項の趣旨、同項と法第63条の要件及び効果の差異、特に、法第78条第1項の要件と刑罰法規である法第85条第1項本文の構成要件とが同一文言によって規定されていることからすると、法第78条第1項は、被保護者の収入未申告等の行為が生活保護制度の悪用と評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、この生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるためには、当該被保護者において、保護費を不当に受給しようとする意思が必要であると解する。

もともと、不当に受給しようとする意思の有無は、あくまで主観的要件であるた

め、前記の4つの基準を満たす各行為が類型的に見て当該意思の存在を強く推定できるとしても、当該基準により常に形式的にかかる主観的要件の充足の有無を認定、判断できるものではなく、その充足の有無についてはより実質的に認定、判断すべきものと考えられる。

したがって、被保護者において、保護費を不当に受給しようとする意思の認定について、行為そのものが持つ不正な性質が明確で、生活保護制度の悪用との評価が直ちにできる行為はともかく、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものについては、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が法第78条第1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるかどうかを客観的に判断すべきものと解する（神戸地判平成30年2月9日、賃金と社会保障1740号17頁参照。）。

ウ 以上を踏まえて、まず後記(2)で審査請求人が令和2年7月4日から令和3年9月28日の期間のうち、令和3年7月7日までの間に提出した各収入申告書に本件入金を記載せずに処分庁に提出していたこと、及び令和3年7月8日以降で本件入金に係る申告を行っていないことが消極的に本来申告すべき事実を故意に隠蔽したといえるかについて検討し、次に後記(3)で審査請求人が保護費を不当に受給しようとする意思が認められるかについて検討する。

(2) 審査請求人による届出義務に違反する行為が消極的に本来申告すべき事実を故意に隠蔽したといえるかについて

ア 前記第5, 1, (1)から(4)までの事実には照らせば、審査請求人においては、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を提出した令和2年6月30日以降は、自身に収入があれば、その収入について、法第61条に基づく届出義務を負うことを明確に認識していたと考えられる。

さらに、前記第5, 1, (5)及び(6)の事実には照らせば、審査請求人が処分庁に提出した各収入申告書について、令和2年6月30日付け及び同年7月16日付けの各収入申告書においては、記載する項目として、働いて得た収入、年金等の公的収入以外のものとして「仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金）、その他の私的収入、借入金等」との項目の記載があるし、令和3年7月7日に提出があったとされる「収入申告書（毎年用）」においては、記載する項目として、働いて得た収入と年金等収入以外のものとして「上記以外の一時的な収入（例：仕送り、生命保険の給付金や解約返戻金、見舞金、慰謝料、その他の臨時収入）」との項目の記載があることから、審査請求人においては、就労収入や公的収入に限らず、自身に何らかの収入があれば、その収入について、法第61条に基づく届出義務を果たすべく、収入申告書によって処分庁に届け出る必要があることを認識していたと考えられる。

イ 以上の事情を考慮すると、審査請求人は、本件入金につき法第61条に基づく届出義務のある「収入」に該当することを認識していたといえる。

ウ なお、一般的に、金融機関の口座は、当該口座の名義人本人が管理及び使用することが予定されているところ、口座名義人たる審査請求人は、口座①及び口座②に入金された本件入金を管理かつ使用できる状態にあるといえる。加えて、口座①及び口座②においては継続的に多数出金があることを確認できることに照らすと、審査請求人が継続的かつ反復的に口座を使用し、これらの口座の取引状況についても認識しており、自身に入金があったことも確実に認識していたと認められる。

エ したがって、審査請求人が口座に入金された本件入金につき処分庁に届出義務のある「収入」として申告していたにもかかわらず、同人がこれを処分庁へ届け出なかった行為は、「消極的に本来申告すべき事実を故意に隠蔽したこと」に該当する。

(3) 審査請求人が保護費を不当に受給しようとする意思の有無

ア 前記第5, 1, (7)及び(8)の事実には照らせば、審査請求人が処分庁に対して提出した令和2年6月30日付け資産申告書では、口座①、口座②の記載をしていたにもかかわらず、同じく処分庁に対して提出した令和3年7月7日付け資産申告書では、口座①のみの記載をし、さらに「他は持っていない」と口座①以外の金融機関の口座は有していない旨を処分庁に申し向けているが、〇〇銀行から提出された回答書においては、口座②について令和3年6月30日、さらに同年7月8日のそれぞれの取引記録があるので、少なくとも同月7日の資産申告書提出時点において、口座②を継続して保有していたこと、及び、同口座を利用していることが認められる。

これらの事実からすると、単に、審査請求人が資産申告書の記載にあたり口座②の存在あるいは当該口座に係る申告を失念していたとは考え難く、むしろ、口座②を用いて行っている取引の状況を処分庁に知られないようにするために意図的に申告せず、結果、処分庁が口座②の取引状況を把握していないことを利用して、生活保護費以外の入金に係る処分庁の措置がとられないようにしたものといわざるを得ない。

イ さらに、審査請求人は、令和2年6月30日付け及び同年7月16日付けの各収入申告書並びに令和3年7月7日に提出があったとされる「収入申告書（毎年用）」において、本件入金に係る記載を一切せず、同年10月5日に処分庁の担当者から本件入金に係る聞き取りを受けるまで本件入金について処分庁に申告を行っていないことが認められ、この事実からすると、審査請求人においては、収入申告書や資産申告書の提出時点において処分庁に申告をしていない自身が得た収入の存在を保護の実施機関である処分庁に知られないようにし、本件入金を隠蔽する意図があったことを推認できるものであるといえる。

以上のとおり、本件における審査請求人の収入申告書及び資産申告書の提出に係る具体的状況や、目的等の主観的事実を判断要素として総合的に考慮すると、本件未申告行為は審査請求人において本件入金を隠蔽するために行ったものであり、審査請求人において、保護費を不当に受給しようとする意思を認めることができる。

(4) 論点2の結論

よって、審査請求人が処分庁に対して本件入金を「収入」として届出を行わずに保護費を受給した行為が、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことに該当することが認められる。

4 審理手続における各書面の送達について

前記第5, 1, (13)のとおり、弁明書副本と反論書の提出期限に係る通知が不着返戻となった令和4年7月11日以降、審査請求人あてに本件審査請求に係る各書面を送達できていないが、送達できなくなった原因は、審査請求人の所在が知れないこととなったことによるものであり、また、審理手続において、通常期待される方法による調査（戸籍附票の写し等による調査）を実施してもなお所在が判明していないことを踏まえると、審理手続に違法又は不当な点は認められない。

5 公示の方法による裁決の送達について

前記第5, 1, (13)の事実には照らせば、本件審査請求においては、裁決の送達を受けるべ

き審査請求人の所在が知れないこととなっており、審査請求人に裁決書の謄本を送付することができないところ、前記第5, 4のとおり、本件審査請求に係る審理手続において通常期待される方法による調査が実施されてもなお所在が判明していないことから、前記第2, 1, (6)のとおり、公示の方法によって裁決を送達する。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月19日

審査庁 大阪市長 横山 英幸